

RIAの推進に向けて 規制改革会議

2008年7月1日

山本哲三
早稲田大学
商学学術院

はじめに—RIAの現況

- I. 審査・評価の問題
 - II. 制度・システムの問題
 - III. 法律上の問題
- 結論

はじめに—RIAの現況

1. OECD加盟国の実施状況

(1)ほとんどの国が実施

ア. OECDのPubgovが定期的に調査(Appendix I 参照)

(2)2通りの使い方

ア. Anglophone countries→政策効率化

イ. Countries with corporatist pattern→行政参加

2. 日本の実施状況

(1)247件 → Appendix II 参照

(2)特徴 — 他律性

(3)2つのガイドライン(総務省、内閣府)

(4)問題点

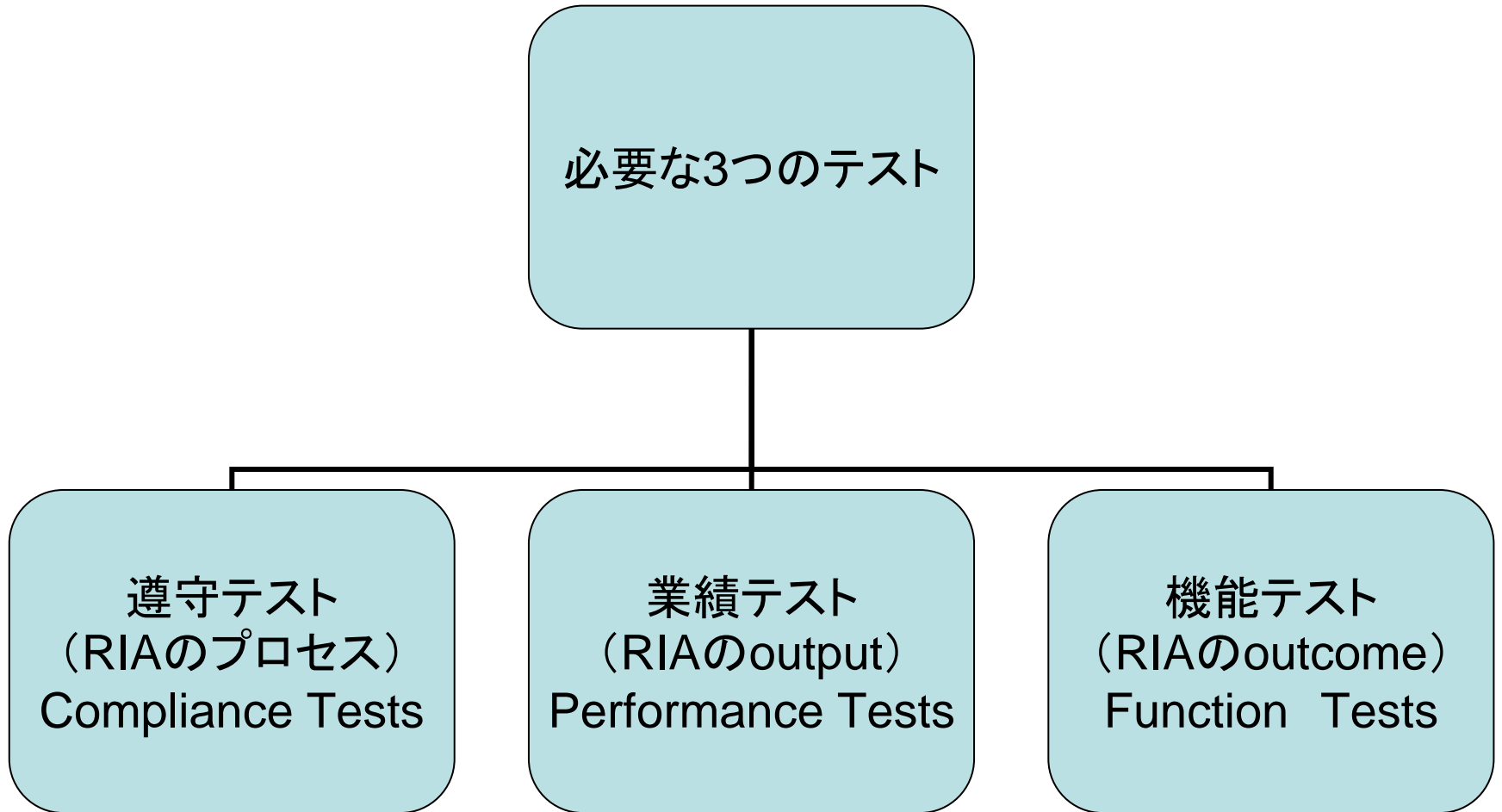
ア. RIAの質—ほとんどが定性分析(費用便益分析の欠如)

イ. 審査・評価の問題—ほとんどチェックなし(資源・スキルの欠如)

ウ. 結果公表の問題—低い認知度(アクセサビリティの欠如)

→ 行政制度・慣行・文化の壁

I .RIAの審査・評価の問題



I - 1 遵守コスト

- (1) RIAガイドラインの要件をどこまで満たしているかをチェック(共通要件)
 - 次ページ参照
- (2) RIAのプロセスで行われることはあまり無く、このテストは大部分NGOによってなされている
- (3) テストの結果: 悪い
- (4) ガイドラインが遵守されない理由

I - 1 - (1) 共通要件

- ① 介入の必要性
- ② 代替案の考案
- ③ 各代替案の政策効果評価
- ④ 費用便益分析: 最大限の定量分析
- ⑤ 競争状況、中小企業への配慮
- ⑥ Winner, Loserの確認(公平・分配上の問題)
- ⑦ 利害関係者とのコミュニケーション
- ⑧ 明確な選択(選好される政策の)
- ⑨ 規制成果の事後分析

(3) テストの結果

ア. 米国 Hahn博士 (IEA-Brooking Ins.)

イ. 英国 Ambler (2003)

ウ. スウェーデン. NGO, Swedish Board of Industry and Commerce for Better Regulation (NNR)

エ. オーストラリア (ビクトリア州). NGO にテストを委任

(4) ガイドラインが遵守されない理由

ア. 時間

イ. 費用、特に便益の数量化

I - 3 機能テスト

RIAは、ルールメイキング・プロセスとその結果をどのように変化させてきたか、どのように規制の質を改善してきたかを分析

- (1) 規制案見直しの頻度
- (2) 会計検査による追跡
- (3) 費用/便益タームでの初期案と最終案の差の分析
- (4) RIAが規制文化に及ぼす効果の分析

I ー 結論

- 評価活動の相対的低レベル
もっとも行われているのは遵守テスト
(Score Board System)
- これをパフォーマンステスト、技能テストにつなげる
こと。長期戦略
- 誰が評価するか
 - NAO、GOA→会計検査院
 - 民間団体(ex.Brooking Ins.)
 - RIA toolの使用法、RIAのデザインの改善
 - “feedback loops”が効果的である

Ⅱ. RIAの制度・システムの問題

- 1 実施主体の問題
- 2 審査主体の問題
- 3 (メタ)評価主体の問題

Ⅱ－１ 誰が、どのようにRIAを行うのか

- (1) RIAフローの理想形(英国、AppendixⅢ参照)
- (2) 誰がRIAを行うのか
 - ア. 政府職員
 - イ. 外部研究機関
 - ウ. 民間研究機関
- (3) どこで行うか
 - ア.理想形として官房に設置
 - イ.行政資源、特にスキル、能力の集中。
法律家、エコノミスト、会計士が必要。
- (4) どのような支援体制が可能なのか
 - ガイドライン・発行主体による支援
 - 競争当局(公正取引委員会)
 - 会計検査院←米国のEPAの事例
(環境分野において10億ドルの削減)

Ⅱ－2

(1) 審査の実状

- ・総務省(政策評価局)の審査の実情
- ・スタッフ数

(2) 何が必要か

- ・Capacityの問題
- ・行政資源の問題
- ・スキルの問題
- ・権限の問題(差し戻し権等)

(3) 審査のための条件整備

- ・データ、モデル、計算式の
利用可能性・再現可能性

Ⅱ－3

- (1) 会計検査院の活用
- (2) 公正取引委員会の活用
- (3) 民間研究機関の活用

III

- 1 法整備の現状（政策評価法の施行令での改正）
- 2 政策評価の全面的改正
- 3 規制改革基本法の制定
- 4 議会におけるRIA審査委員会の設置

結論

1. 定量分析の誘導手段
2. RIAのインセンティブ
予算配分への反映
3. 行政慣行・文化の改革
4. 哲学の必要性—効率化か(米国型)、行政
の国民参加か(EU型)